

令和6年9月20日

## 当座勘定規定の改定について

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当金庫では、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱いを開始することとしない、以下のとおり当座勘定規定を改定します。

改定後の規定は、すでに当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口または下記の連絡先にお問い合わせください。

### 記

1. 改定する預金規定  
当座勘定規定（規定集）
2. 改定日  
令和6年11月1日（金）
3. 改定内容（下線部分が改正箇所）

改正前	改正後
第1条～第6条（省略） 第7条（手形、小切手の <u>支払</u> ） （1）小切手 <u>（追加）</u> が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）（省略） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>（追加）</u> を使用してください。 （4） <u>（追加）</u>	第1条～第6条（省略） 第7条（手形、小切手の <u>支払等</u> ） （1）小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）（省略） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または払戻請求書</u> を使用してください。 <u>（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u>
第8条～第15条省略 第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手 <u>（追加）</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、 <u>（追加）</u> 諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2）（3）（省略）	第8条～第15条省略 第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2）（3）（省略）
第17条～第33条（省略）	第17条～第33条（省略）

以上

【本件に関するお問い合わせ】

飯能信用金庫 事務管理グループ

☎042-972-5112（平日9:00～17:00）

✉jimkan@hanno-shinkin.jp

